

資料第 1

第 508 回 福井地方最低賃金審議会 (R5.11.30)

番号	資料名	頁
1	特定最低賃金制の意義と沿革	1
2	特定最低賃金業種の賃金特性値の推移	
	表 特定最低賃金別	12
	表 特定最低賃金の賃金特性値(第 1・10 分位数)の推移	16
	グラフ 特定最低賃金別	17
3	都道府県特定最低賃金 年度別推移表(令和元年度～令和 5 年度)	21
4	地域別最低賃金を下回る特定最低賃金の推移	26



福井労働局

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくいの「働く」を支えます～

特定最低賃金制の意義と沿革

第508回 福井地方最低賃金審議会 事務局説明資料

厚生労働省 福井労働局 労働基準部
賃金室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
FUKUI Labour Bureau

最低賃金法（昭和34年法律137号）第1条

すべての労働者の賃金の最低額を保障する安全網としての第一義的な機能は地域別最低賃金が担うこととし、特定最低賃金については、**地域別最低賃金の補完的役割**を果たすものと位置づけられている。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 158頁 下から3行目

1 最低賃金法第1条

(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 本法による最低賃金制

- 「賃金の最低額を保障する」ための国の法制として、行政機関が最低賃金額すなわち支払うべき最低額を決定し、かつ、労働者にその民事上の請求権を与え、監督機関の監督によってその遵守を確保するもの。
- 賃金は、本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いにより決めるべきものであって、労働組合の団体交渉によって賃金を決定し得る等の場合には賃金も相当水準のものが確保されているであろうが、中小企業の労働者については概してこのような賃金決定方法をとることが期待されず、したがって賃金が低廉である場合が多いので、これらの労働者について一定の額以上の賃金を確保することを国の制度として行うことが必要となる。

最低賃金法の詳解 改定第4版 4頁 16行目

最低賃金法（昭和34年法律137号）第1条

3 賃金の低廉な労働者

- 最低賃金制の対象となるのは、「賃金の低廉な労働者」すなわち賃金が労働者の一般的賃金水準よりは相当低位にある労働者である。
- 最低賃金は、このような労働者について賃金の最低額を保障することによって、その低廉な賃金を上昇せしめ、労働条件を改善するものでなければならない。

最低賃金法の詳解 改定第4版 5頁 10行目

4 労働力の質的向上

- 最低賃金制の実施は、次の理由によって、「労働力の質的向上」、すなわち労働能力のすぐれた労働者を確保することに役立つものと考えられる。
 - 賃金の上昇によって、優秀な労働者を雇い入れることが容易になること。
 - 労働者の生活が安定することによって、労働能率の増進がもたらされること。
 - 労働者の収入の増加によって、労働人口中、家計補充的な不完全就業者が減少すること。

最低賃金法の詳解 改定第4版 5頁 17行目

5 事業の公正な競争の確保

- 最低賃金制の実施は、「事業の公正な競争の確保」、すなわち、賃金の不当な切下げまたは製品の買叩き等を防止することによって、事業間の過当競争を排除することができ、また、最低賃金制の実施による企業の合理化は、事業間の公正競争を促進するものと考えられる。

最低賃金法の詳解 改定第4版 6頁 4行目

平成19年の最低賃金法の改正

平成20年7月1日 基発第0701001号「最低賃金法の一部を改正する法律の施行について」（都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通達）

平成19年の最低賃金法の一部改正では、平成18年12月27日に労働政策審議会から「今後の最低賃金制度の在り方について」が答申された。政府はこの答申に基づいて改正法案を国会に提出し、改正法は平成19年12月5日に公布された。施行に際しては、厚生労働省労働基準局長通達（平成20年7月1日付け基発第0701001号）が発出されている。

1 特定最低賃金の趣旨

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として全国に展開することを前提に、産業別最低賃金が企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があったことを評価し、安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申出を受けた行政機関は、最低賃金審議会の意見を聴いて、特定最低賃金の決定を行うことができることとしたものであること。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 161頁 上から20行目

2 特定最低賃金の決定手続

「今後の最低賃金制度の在り方について」（平成18年12月27日労働政策審議会答申）において、「**産業別最低賃金の運用については、これまでの中央最低賃金審議会の答申及び全員協議会報告を踏襲するものとする**」とされている。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 161頁 下から3行目

「今後の最低賃金制度の在り方について」（平成18年12月27日労働政策審議会答申）
最低賃金決定要覧 令和5年度版 229頁 下から10行目

産業別最低賃金制度の沿革

わが国における最低賃金制度は、昭和34年の最低賃金法の制定以来、業者間協定方式を中心として次第に適用拡大が進んだが、昭和43年の一部改正により業者間協定方式が廃止され、審議会方式の下、産業別又は地域別の最低賃金の設定が進み、昭和51年には全都道府県に地域別最低賃金が設定され、すべての労働者に最低賃金の適用が及んだ。そこで、産業別最低賃金の役割・機能が見直され、中央最低賃金審議会答申において、昭和56年7月29日に「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」が示され、昭和57年1月14日に「新しい産業別最低賃金の運用方針について」が示されたが、全国で産業別最低賃金の改善が進まず、昭和61年2月14日に「現行の産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」を示し、この中で「新産業別最低賃金の運用指針」が示された。

昭和56年7月29日 中賃答申

最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について

(1) 基本的考え方

- 今後の産業別最低賃金は、(略)、**関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準が高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべきもの**と考える。
- **この考え方に則り、今後の産業別最低賃金は、(略)、次のいずれかの基準を満たす小くくりの産業であって、(略)、関係労使の申出があったものに設定するものとする。**

同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業

(略)

昭和57年1月14日 中賃答申

新しい産業別最低賃金の運用方針

- 労働局長は、最低賃金の決定等に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最賃審議会の意見を求めるものとされ、最賃審議会が当該決定等が必要である旨の意見を提出した場合には、労働局長は最賃審議会の調査審議を求めるものとされた。

- 最低賃金の決定等のために必要な要件（形式的要件）

最低賃金の適用を受けるべき**基幹的労働者又は使用者の範囲が明確な**こと

労働協約に基づく産業別最低賃金に係る申し出については**当該労働協約が同種の基幹的労働者の2分の1以上のものに適用**されていること

当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の**全部の合意による**ものであること

産業別最低賃金制度の沿革

昭和57年 1月14日 中央最低賃金審議会答申「新しい産業別最低賃金の運用指針について」了解事項

最低賃金決定要覧 令和5年度版 207頁 下から5行目

全会一致の議決への努力

この答申に基づき設定される新しい産業別最低賃金は、**労使の団体交渉の補完措置となるべきものであるという基本に立って設定されることから**、昭和57年答申の了解事項として「最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、**改正又は廃止の必要性について**労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は**全会一致の議決に至るよう努力するものとする。**」とされた。

最低賃金法の詳解 改定第4版 256頁 14行目

産業別最低賃金制度の沿革

昭和61年2月14日 中央最低賃金審議会答申「現行の産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」

1 基本的考え方

- 地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定することについて合理的な理由があると認められるものの新産業別最低賃金への転換については、関係者は積極的に努力する。
- 昭和57年1月14日の本審議会の答申「新しい産業別最低賃金の運用方針」は、経過措置として必要な見直しを行い、これに合致する場合は、ここでいう「合理的な理由」があるものとして取り扱う。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 209頁 上から1行目

経過措置として必要な見直し 新産業別最低賃金の運用方針
(要覧212頁)

2 現行産業別最低賃金の整理等

八 業種に関する適用除外の措置

昭和62年において、現行産業別最低賃金の適用される業種（原則として日本標準産業分類の小分類を単位とする。）のうち、各都道府県労働基準局が実施する小規模企業の賃金実態調査の結果に基づき、当該業種の労働者の賃金分布が当該都道府県の労働者の平均的な賃金分布に比べて低位にあると認められる業種について、現行産業別最低賃金は適用除外とする措置を実施するものとする。この場合、上記調査の結果における賃金に関する特性値のうち、**第1・十分位数について、全調査産業計の数値を100として当該業種の数値を指数化したときに、当該業種の指数が100未満となる業種であって、第1・十分位数以外の賃金に関する特性値についても同様な傾向があると認められるものを適用除外業種とするものとする。**

最低賃金決定要覧 令和5年度版 209頁 下から3行目

昭和61年2月14日 中央最低賃金審議会答申 別添「新産業別最低賃金の運用指針」

1 改正又は廃止に関する申出の要件（労働協約ケース）

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む）の全部の合意により行われる申出であること。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 212頁 上から21行目

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

都道府県労働局長は、新産業別最低賃金の決定等に関する申出を受けた場合は、原則として当該決定等の必要性の有無について最賃審議会に意見を求める。ただし、次の決定等のために必要な要件に該当しないものは除く。

最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲が明確なこと

最低賃金に関する労働協約に基づく産業別最低賃金に係る改正又は廃止に関する申出については当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること

当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意によるものであること

最低賃金決定要覧 令和5年度版 213頁 上から8行目

昭和61年2月14日 中央最低賃金審議会答申 別添「新産業別最低賃金の運用指針」

3 新産業別最低賃金の決定等

- 最低賃金審議会が新産業別最低賃金の決定等が必要である旨の意見を提出した場合は、都道府県労働局長は、法に基づき最低賃金審議会の調査審議を求めるものとする。
- 調査審議を行う専門部会は、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各3名のうち原則として少なくとも2名は当該決定等を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表するものをもって充てなければならない。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 213頁 上から21行目

- 当該産業に「直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表するもの」とは、当該地域において当該産業に属する事業を行う事業場の労働者及び使用者、並びにこれらの労働者及び使用者の相当数を構成員とする労働組合及び使用者団体等の役職員であって、当該関係者の意向を代表し得るものの中からそれぞれ選任されたものをいう、とされている（昭和61年3月31日付け基発第188号）

平成14年12月6日 中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告 別添「産業別最低賃金制度の改善について」

1 関係労使のイニシアティブの発揮による改善

(1) 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定等に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、**当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。**

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者（使用者団体を含む。）又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 224頁 上から9行目

(2) 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討する。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 224頁 上から16行目

(3) 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、**産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。**

最低賃金決定要覧 令和5年度版 224頁 上から22行目

2 適用労働者数の要件

地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。

最低賃金決定要覧 令和5年度版 225頁 上から4行目

最低賃金法（昭和34年法律137号）第16条

特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないことを明確化したもの。

1 最低賃金法第16条

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

2 本法による最低賃金制

特定最低賃金は、すべての労働者のセーフティネットではなく、その決定手続も当事者のイニシアティブにより行われるものであることから、ナショナルミニマムとして行政機関に決定が義務付けられている地域別最低賃金の最低賃金額を下回することは不合理である。このため、地域別最低賃金において定める最低賃金額を下回るような水準で特定最低賃金が決定的または改正されることのないよう、地域別最低賃金と特定最低賃金のそれぞれにおいて定める最低賃金額の関係を明確にしている。

最低賃金法の詳解 改定第4版 72頁 5行目

特定最低賃金対象業種の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金（全調査産業）（円）						繊維製造業（円）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	690	1,137	1,026	857	757	721	720
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	701	1,132	1,012	846	750	725	725
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	716	1,145	1,050	845	769	738	732
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	732	1,124	1,021	850	754	740	740
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	754	1,124	1,001	853	768	756	756
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	778	1,116	1,010	860	792	780	780
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	803	1,210	1,107	909	804	804	804
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	829	1,202	1,090	920	830	830	830
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	830	1,244	1,141	937	830	830	830
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	858	1,289	1,210	1,000	860	860	858
令和5年	1,357	1,192	980	900	890	888	1,346	1,250	1,011	900	888	888

	繊維製造業（全調査産業の値＝100）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	94.7	97.7	104.1	100.9	99.0	104.3
平成26年	95.3	99.4	102.4	100.0	99.3	103.4
平成27年	98.4	105.0	101.4	102.5	99.2	102.2
平成28年	91.3	96.5	100.0	96.3	98.7	101.1
平成29年	93.7	97.5	100.1	97.5	99.5	100.3
平成30年	90.3	94.9	97.2	99.0	100.0	100.3
令和元年	97.0	102.5	101.0	96.9	99.3	100.1
令和2年	87.5	99.1	102.2	98.5	100.0	100.1
令和3年	96.8	103.0	101.8	97.6	98.8	100.0
令和4年	97.0	109.0	107.5	98.9	100.0	100.0
令和5年	99.2	104.9	103.2	100.0	99.8	100.0

特定最低賃金対象業種の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金（全調査産業）（円）						機械器具製造業（円）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	690	1,315	1,256	1,034	893	850	794
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	701	1,393	1,319	1,104	952	892	800
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	716	1,397	1,295	1,041	844	766	810
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	732	1,482	1,388	1,147	988	916	821
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	754	1,480	1,413	1,142	937	850	829
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	778	1,449	1,375	1,104	911	850	844
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	803	1,427	1,338	1,113	900	846	859
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	829	1,472	1,391	1,148	978	874	874
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	830	1,497	1,338	1,113	900	846	874
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	858	1,493	1,426	1,157	1,006	950	874
令和5年	1,357	1,192	980	900	890	888	1,511	1,421	1,178	1,014	961	915

	機械器具製造業（全調査産業の値＝100）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	109.5	119.6	125.6	119.1	116.8	115.1
平成26年	117.3	129.6	133.7	126.9	122.2	114.1
平成27年	120.0	129.5	125.0	112.5	103.0	113.1
平成28年	120.4	131.2	134.9	126.2	122.1	112.2
平成29年	123.4	137.6	134.0	118.9	111.8	109.9
平成30年	117.2	129.2	124.7	113.9	109.0	108.5
令和元年	114.4	123.9	123.7	108.4	104.4	107.0
令和2年	107.1	126.5	127.6	116.0	105.3	105.4
令和3年	116.5	120.8	121.0	105.9	100.7	105.3
令和4年	112.3	128.5	124.4	115.6	110.5	101.9
令和5年	111.3	119.2	120.2	112.7	108.0	103.0

特定最低賃金対象業種の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金（全調査産業）（円）						電気機械器具製造業（円）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	690	1,168	1,036	807	758	750	754
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	701	1,197	1,070	800	763	730	763
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	716	1,141	974	800	776	766	776
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	732	1,150	1,029	818	793	777	790
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	754	1,123	924	885	808	800	806
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	778	1,246	1,103	900	838	820	820
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	803	1,206	1,049	880	841	840	840
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	829	1,185	1,044	897	860	857	857
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	830	1,235	1,023	890	860	857	857
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	858	1,245	1,073	900	858	858	858
令和5年	1,357	1,192	980	900	890	888	1,271	1,100	949	890	888	888

	電気機械器具製造業（全調査産業の値＝100）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	97.3	98.7	98.1	101.1	103.0	109.3
平成26年	100.8	105.1	96.9	101.7	100.0	108.8
平成27年	98.0	97.4	96.0	103.5	103.0	108.4
平成28年	93.4	97.3	96.2	101.3	103.6	107.9
平成29年	93.7	90.0	103.9	102.5	105.3	106.9
平成30年	100.8	103.7	101.7	104.8	105.1	105.4
令和元年	96.7	97.1	97.8	101.3	103.7	104.6
令和2年	86.2	94.9	99.7	102.0	103.3	103.4
令和3年	96.1	92.3	96.7	101.2	102.0	103.3
令和4年	93.7	96.7	96.8	98.6	99.8	100.0
令和5年	93.7	92.3	96.8	98.9	99.8	100.0

特定最低賃金対象業種の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金（全調査産業）（円）						百貨店、総合スーパー（円）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	690	1,013	835	780	755	755	750
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	701	1,112	888	820	770	770	763
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	716	1,045	854	813	802	800	773
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	732	1,141	910	840	810	800	791
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	754	1,143	927	861	835	814	799
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	778	1,255	1,004	890	830	820	805
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	803	1,092	933	860	840	830	810
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	829	1,156	947	880	850	840	829
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	830	1,101	938	885	840	840	840
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	858	1,141	960	908	878	858	858
令和5年	1,357	1,192	980	900	890	888	1,208	1,014	948	910	906	888

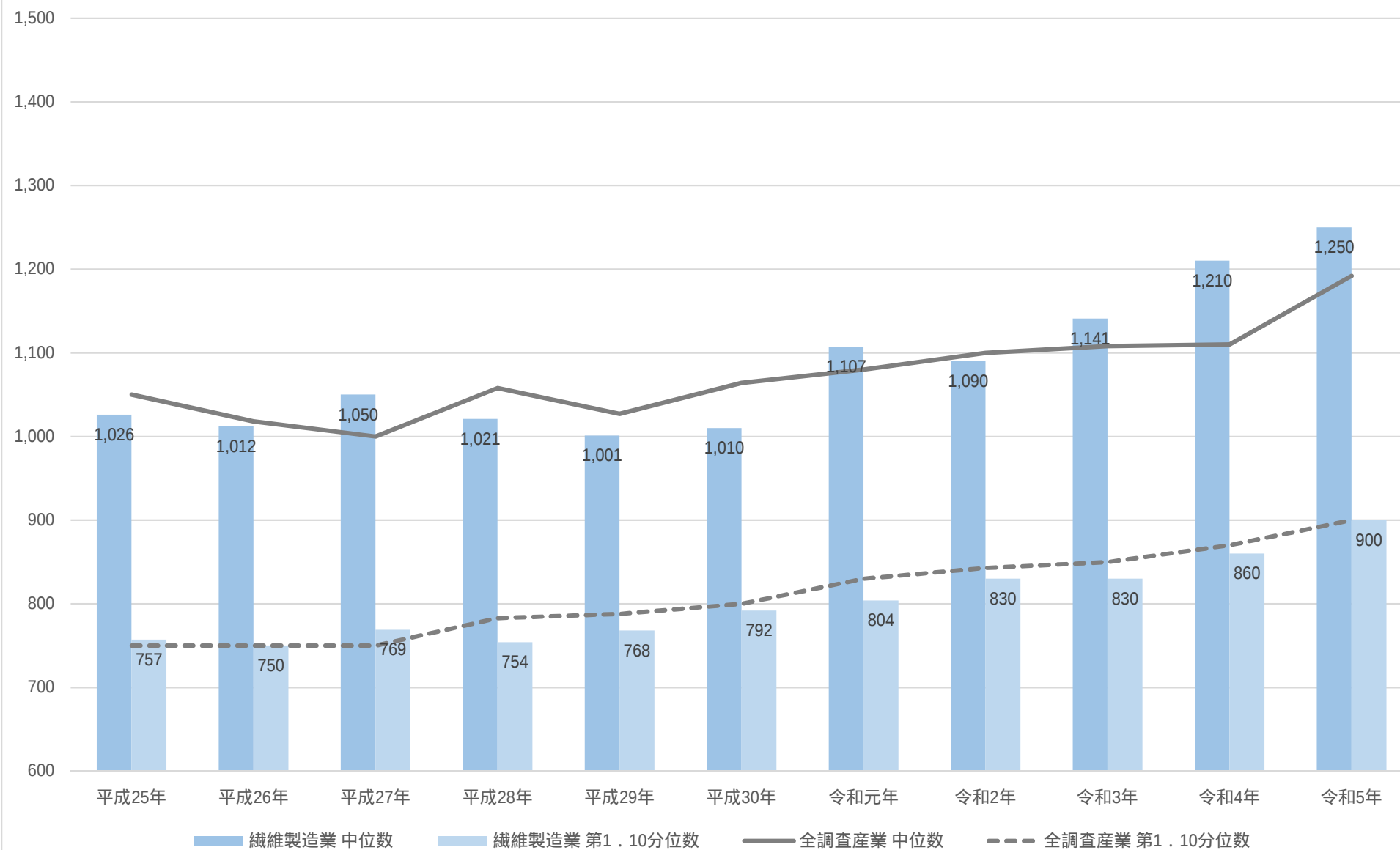
	百貨店、総合スーパー（全調査産業の値 = 100）					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額（6月）
平成25年	84.3	79.5	94.8	100.7	103.7	108.7
平成26年	93.6	87.2	99.3	102.7	105.5	108.8
平成27年	89.8	85.4	97.6	106.9	107.5	108.0
平成28年	92.7	86.0	98.8	103.4	106.7	108.1
平成29年	95.3	90.3	101.1	106.0	107.1	106.0
平成30年	101.5	94.4	100.6	103.8	105.1	103.5
令和元年	87.6	86.4	95.6	101.2	102.5	100.9
令和2年	84.1	86.1	97.8	100.8	101.2	100.0
令和3年	85.7	84.7	96.2	98.8	100.0	101.2
令和4年	85.9	86.5	97.6	100.9	99.8	100.0
令和5年	89.0	85.1	96.7	101.1	101.8	100.0

特定最低賃金対象産業の賃金特性値（第１・１０分位数）の推移

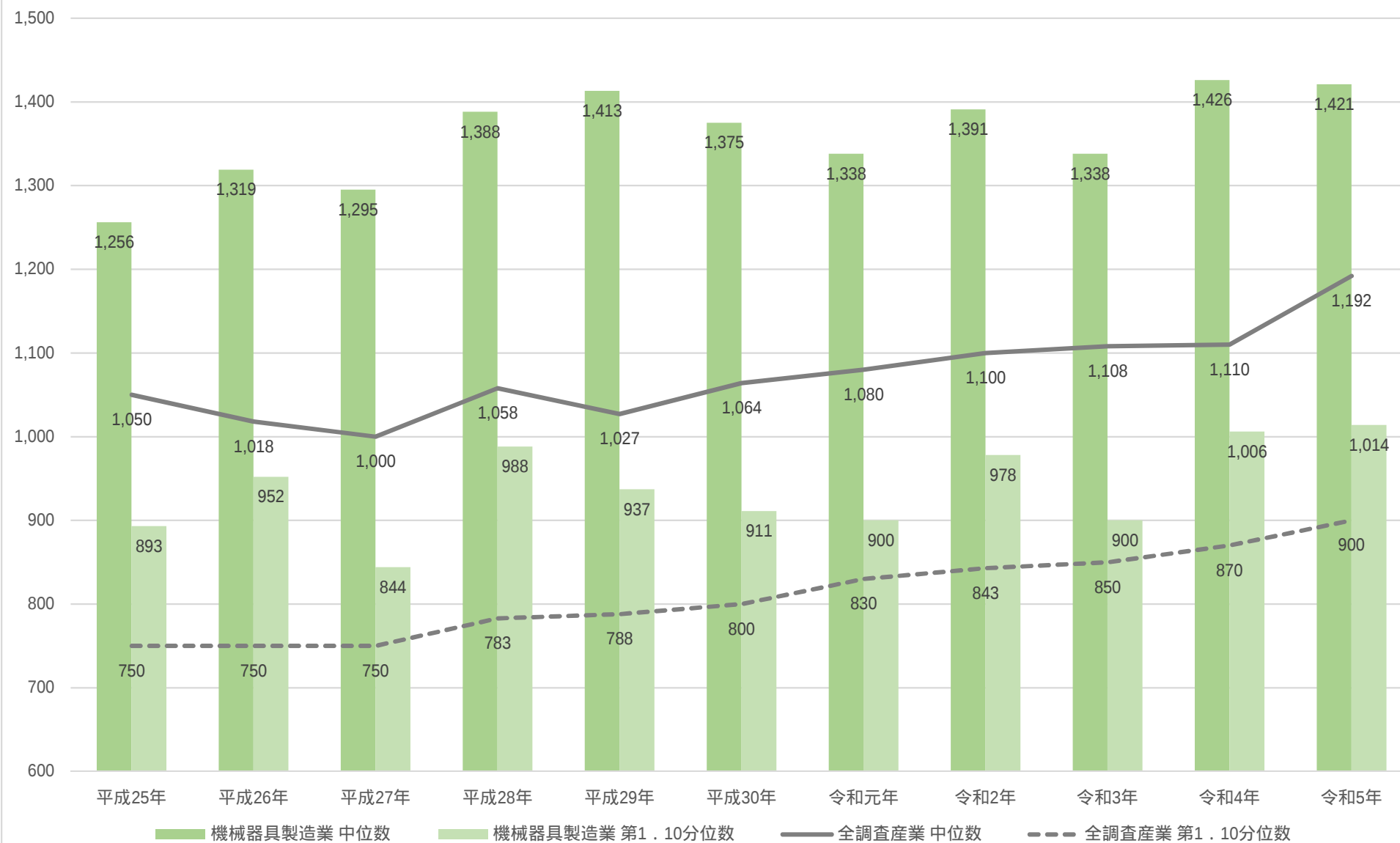
	第 1 ・ 10分位数 (円)					全調査産業に対する割合 (全調査産業の値 = 100)			
	全調査産業	紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	繊維機械、金属加工機 械製造業	電気機械器具製造業 (略称)	百貨店、総合スーパー	紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	繊維機械、金属加工機 械製造業	電気機械器具製造業 (略称)	百貨店、総合スーパー
平成25年	750	757	893	758	755	100.9	119.1	101.1	100.7
平成26年	750	750	952	763	770	100.0	126.9	101.7	102.7
平成27年	750	769	844	776	802	102.5	112.5	103.5	106.9
平成28年	783	754	988	793	810	96.3	126.2	101.3	103.4
平成29年	788	768	937	808	835	97.5	118.9	102.5	106.0
平成30年	800	792	911	838	830	99.0	113.9	104.8	103.8
令和元年	830	804	900	841	840	96.9	108.4	101.3	101.2
令和2年	843	830	978	860	850	98.5	116.0	102.0	100.8
令和3年	850	830	900	860	840	97.6	105.9	101.2	98.8
令和4年	870	860	1,006	858	878	98.9	115.6	98.6	100.9
令和5年	900	900	1,014	890	910	100.0	112.7	98.9	101.1

(出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査)

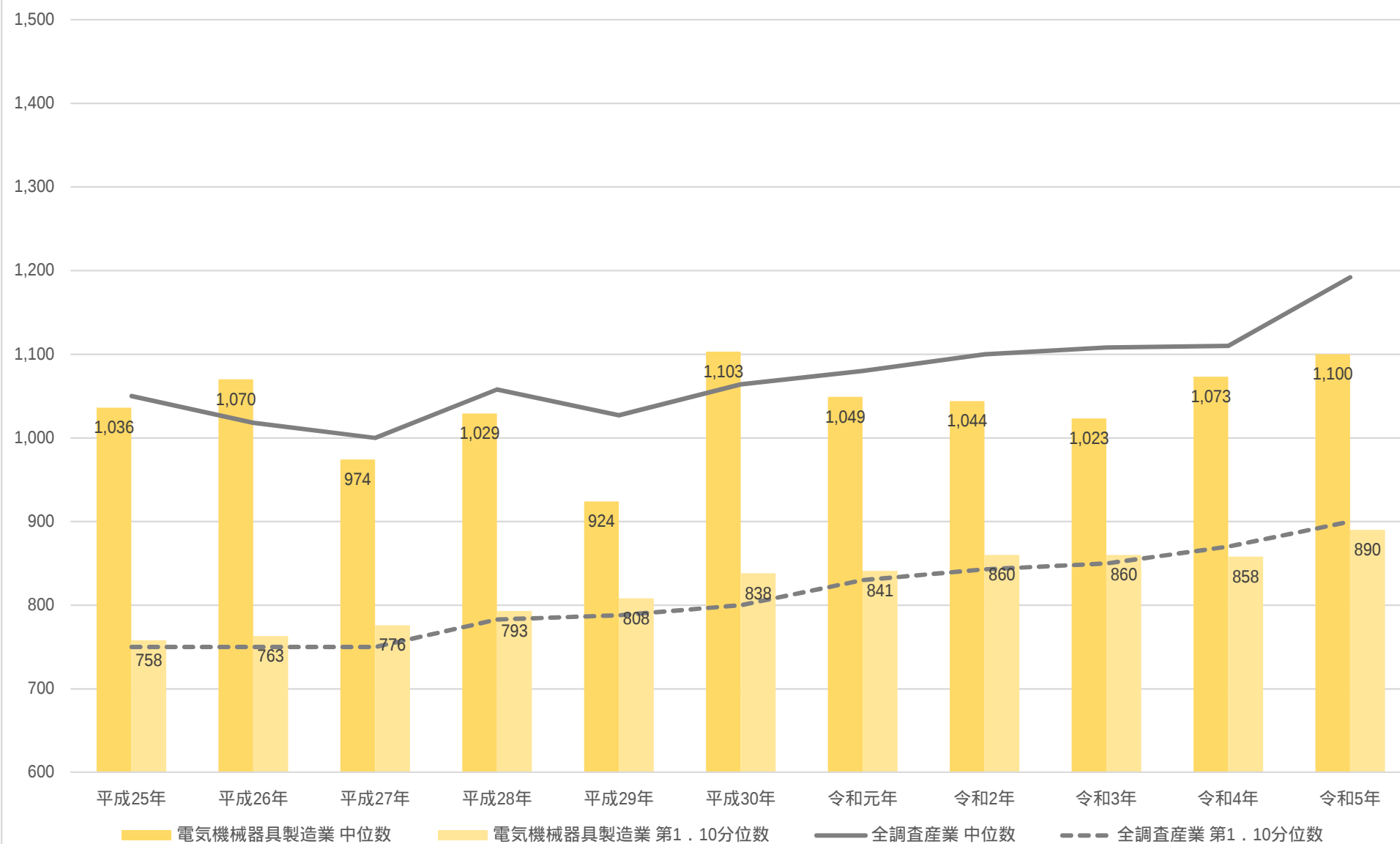
福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業に係る賃金特性の推移



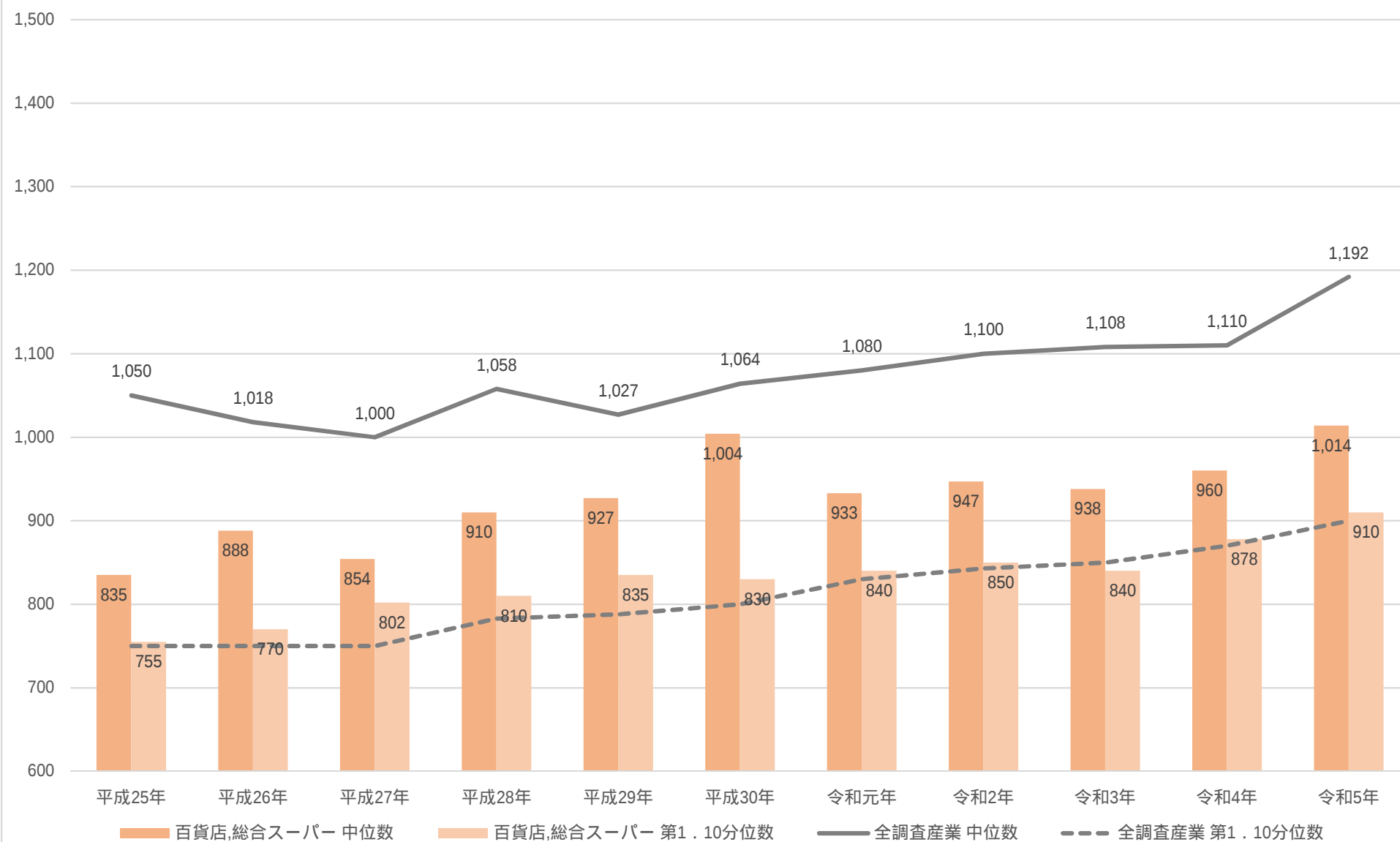
福井県繊維機械、金属加工機械製造業に係る賃金特性の推移



福井県電気機械器具製造業に係る賃金特性の推移



福井県百貨店，総合スーパーに係る賃金特性の推移



都道府県特定最低賃金 年度別推移表

令和 5 年11月27日現在

○：全会一致

●：使用者側
全部又は一部反対

▲：労働者側
全部又は一部反対

1 繊維工業関係

番号	都道府県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	石川	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
2	福井	830 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
3	愛知	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	—	—
4	滋賀	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
5	兵庫	—	—	—	—	—

全会一致

1

0

0

0

0

2 一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係

番号	都道府県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	山形	859 ○	862 ○	888 ○	919 ○	961 ○
2	茨城	905 ●	907 ○	935 ●	964 ○	1,005 ○
3	栃木	910 ○	913 ●	939 ○	970 ○	1,007 ○
4	群馬	908 ○	910 ○	935 ○	965 ○	1,006 ○
5	千葉	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし
6	東京	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
7	神奈川	—	—	—	—	—
8	石川	920 ○	922 ○	946 ○	971 ○	1,000 ○
9	福井	874 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし	915 ●	933 ▲
10	長野	903 ○	905 ○	927 ○	956 ○	994 ○
11	愛知	947 ●	948 ▲	968 ▲	協約 必要性なし	協約 必要性なし
12	三重	—	—	—	—	協約 必要性なし
13	滋賀	930 ○	933 ●	953 ○	978 ○	1,013 ○
14	京都	—	—	—	—	協約 必要性なし
15	大阪	967 ○	968 ○	997 ○	1,028 ○	1,070 ○
16	兵庫	942 ○	944 ○	960 ○	993 ○	1,035 ○
17	奈良	897 ○	898 ●	905 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし
18	島根	894 ○	898 ○	930 ○	963 ○	1,010 ○
19	岡山	934 ○	公正 必要性なし	952 ●	972 ○	1,005 ▲
20	広島	934 ○	935 ○	958 ○	984 ○	1,020 ○
21	徳島	925 ○	928 ○	945 ○	977 ○	1,020 ○
22	香川	940 ○	943 ○	970 ○	1,000 ○	1,040 ○
23	愛媛	927 ●	930 ○	957 ●	963 ○	997 ○
24	佐賀	867 ●	870 ○	896 ▲	929 ○	974 ●
25	長崎	875 ○	—	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
全会一致		16	12	13	16	14

3 電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械機器製造業）関

番号	都道府県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	北海道	894 ○	895 ○	924 ○	955 ○	997 ○
2	青森	829 ○	833 ○	859 ○	888 ○	公正 必要性なし
3	岩手	818 ○	820 ○	847 ○	877 ●	917 ●
4	宮城	862 ○	864 ○	890 ○	919 ○	959 ○
5	秋田	833 ○	836 ○	861 ○	891 ○	930 ○
6	山形	843 ○	846 ○	872 ○	903 ○	945 ●
7	福島	833 ○	834 ○	856 ●	880 ○	公正 必要性なし
8	茨城	901 ▲	904 ●	932 ○	961 ○	1,002 ○
9	栃木	910 ●	913 ●	940 ●	971 ○	1,008 ○
10	群馬	908 ○	910 ○	935 ○	965 ○	1,006 ○
11	埼玉	951 ○	954 ○	981 ○	1013 ○	1,055 ○
12	千葉	951 ○	954 ○	981 ○	1013 ○	1,055 ○
13	東京	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
14	神奈川	—	—	—	—	—
15	新潟	908 ○	910 ○	936 ○	965 ○	1,005 ○
16	富山	849 ○	851 ○	879 ○	910 ○	951 ○
17	石川	868 ○	870 ○	896 ○	923 ○	963 ○
18	福井	857 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
19	山梨	913 ●	914 ▲	934 ○	959 ●	997 ○
20	長野	892 ○	894 ○	916 ▲	945 ○	983 ○
21	岐阜	886 ○	887 ○	907 ○	929 ○	965 ○
22	静岡	919 ▲	920 ●	939 ○	964 ○	997 ○
23	愛知	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
24	三重	905 ▲	906 ▲	927 ▲	952 ▲	987 ○
25	滋賀	914 ○	917 ●	939 ○	965 ○	1,003 ○
26	京都	936 ○	936 ○	957 ○	986 ○	
27	大阪	965 ○	966 ○	994 ○	協約 必要性なし	1,068 ○

28	兵庫	900 ○	902 ○	930 ○	961 ○	1,002 ○
29	奈良	882 ○	883 ○	891 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし
30	鳥取	807 ○	809 ○	825 ○	859 ○	906 ○
31	島根	822 ○	825 ○	853 ○	882 ○	929 ○
32	岡山	878 ○	公正 必要性なし	904 ○	932 ○	974 ○
33	広島	895 ○	897 ○	924 ○	953 ▲	995 ○
34	山口	892 ○	893 ○	921 ○	948 ○	986 ○
35	徳島	885 ○	888 ○	911 ○	942 ○	983 ○
36	香川	883 ○	886 ○	913 ○	942 ○	982 ○
37	愛媛	892 ○	895 ○	921 ○	947 ○	987 ○
38	高知	793 ○	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし
39	福岡	926 ○	927 ○	947 ○	977 ○	1,019 ○
40	佐賀	836 ○	839 ○	867 ○	900 ○	943 ●
41	長崎	833 ○	837 ○	864 ●	協約 必要性なし	公正 必要性なし
42	熊本	832 ○	836 ○	863 ○	896 ○	940 ○
43	大分	832 ○	835 ○	864 ○	896 ○	941 ○
44	宮崎	800 ○	803 ○	831 ○	公正 必要性なし	公正 必要性なし
45	鹿児島	812 ○	815 ○	842 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし
全会一致		37	32	35	31	30

4 百貨店，総合スーパー

番号	都道府県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	岩手	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし	公正 必要性なし	協約 必要性なし
2	富山	860 ○	865 ○	890 ○	915 ○	955 ○
3	石川	860 ○	865 ○	890 ○	915 ○	950 ○
4	福井	公正 必要性なし	840 ○	協約 必要性なし	協約 必要性なし	協約 必要性なし
5	和歌山	850 ○	851 ○	869 ○	公正 必要性なし	公正 必要性なし
6	島根	—	—	—	—	905 ○
7	山口	852 ○	859 ○	875 ○	907 ○	948 ○
8	福岡	889 ○	889 ○	897 ○	協約 必要性なし	945 ○
9	熊本	792 ○	796 ○	協約 必要性なし	855 ○	協約 必要性なし
10	鹿児島	—	—	—	—	—
全会一致		6	7	5	4	5

地域別最低賃金を下回る特定最低賃金の推移

	特定最低賃金の件数	うち埋没した件数	割合
令和元年度	228	51	22.4%
令和2年度	227	49	21.6%
令和3年度	227	61	26.9%
令和4年度	226	78	34.5%

(出所：最低賃金決定要覧より福井労働局賃金室にて算出)